

島根県手数料条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
島根県手数料条例					
			(趣旨)		
第1条～第7条 〔略〕			第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により知事又は教育委員会が徴収する手数料については、別に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。		
			(手数料の納付及び額)		
			第2条 別表の中欄に掲げる者は、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、同表の右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ同欄に定める額とする。		
			第3条～第7条 〔略〕		
附 則 〔略〕			附 則 〔略〕		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料 の種別	手数料を納めな ければならない者	手数料の額	手数料 の種別	手数料を納めな ければならない者	手数料の額
1～64の4 〔略〕			1～64の4 〔略〕		
64 の 5 建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に 関する 法律関 係手 数 料	(1) 〔略〕		64 の 5 建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に 関する 法律関 係手 数 料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この項において「法」という。）第11条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第5号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第4号まで	

	ア 〔略〕 イ 〔略〕 (7)・(イ) 〔略〕 (ウ) 〔略〕 a 〔略〕 b 〔略〕 (2)～(8) 〔略〕	28,000円
65～67	〔略〕	

	において「適合性判定」という。)(以下この号において「計画の適合性判定」という。)を受けようとする者 ア 〔略〕 イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この号から第5号までにおいて同じ。) の場合 (7)・(イ) 〔略〕 (ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 〔略〕 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (2)～(8) 〔略〕	23,000円
65～67	〔略〕	